

第2回朝倉市復興推進委員会 議事録

日 時：令和元年6月3日（月）14:00～16:15

場 所：旧甘木・朝倉市町村会館2階大会議室

出席者：（委員）18名（欠席2名）、アドバイザー1名

（朝倉市）市長、副市長、総務部長、総務部付部長、市民環境部長、保健福祉部長、農林商工部長、農林商工部付部長、都市建設部長、都市建設部付部長、教育部長、議会事務局長、復興調整官、防災交通課長、都市計画課長
（事務局）復興推進室

1 開会

副市長	<p>皆様、改めましてこんにちは。朝倉市副市長の中野でございます。</p> <p>本日は大変お忙しい中、委員の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>令和になりまして、初めての開催でございます。ただいまより第2回朝倉市復興推進委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
-----	--

2 市長挨拶

市長	<p>皆様、こんにちは。朝倉市長の林でございます。</p> <p>本日は第2回朝倉市復興推進委員会に公私共にお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>未曾有の被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害から2年を迎えようとしています。私は、昨年4月の就任以来、「ふるさとあさくらを取り戻す」の理念のもと、災害対応に全力で取り組んでまいりました。</p> <p>道路、河川、農地等の復旧は、関係機関のご尽力と地域の皆様のご協力のもと、着実に進みつつあるものの、ご存知のとおり、まだまだ道半ばの状況でございます。特に改良復旧となる河川については、調査・測量・設計等に相当の時間と労力を要しているところでございます。引き続き、国や県、地域の皆様と連携・協力しながら、1日も早い復旧を進めてまいります。</p> <p>また、出水期を控えることから「警戒レベルを用いた避難情報の発令について」もお示ししていきます。</p> <p>また、先日5月28日にはコミュニティ代表者や関係機関と一緒に出水期前一斉現地地点検をしました。これまで、応急復旧として整備された二次災害防止のために設置された応急仮設構造物などはしっかりと機能していることが確認されています。</p> <p>関係機関が一体となって復旧事業にあたっているところではありますが、整備は発展途上の段階であり、けっして安全が確保されているという状況ではありません。梅雨入りも近いと思われませんが、本年も、大雨の際は、躊躇なく避難勧告等の発令を行うこととしています。</p> <p>また、県による仮設住宅の2年の供与期限が来月に迫る中、生活再建の支援も喫緊に取り組むべき最重要課題でございます。我々が行った調査では、再建未定、目途なしと回答いただいた世帯が昨年12月末162世帯</p>
----	--

	<p>でしたが、現在は84世帯に減少したものの、依然として、生活再建の現状は厳しいものとなっております。</p> <p>現在も、引き続き、再建未定世帯への全戸訪問や住宅相談を行っているところございまして、今後も、最後のお一人までフォローアップをしっかりと進めてまいります。</p> <p>今回の委員会が初めての委員もおられます。本日の復興推進委員会は、昨年3月に策定した復興計画に基づき、豪雨災害からの復旧・復興を総合的かつ円滑に推進していくために設置するものでございます。</p> <p>市民の皆様、市内関係機関の皆様のご意見をいただきながら、復旧・復興を進めてまいりたいと考えております。委員会の開催を通じまして、今後も、復旧・復興の現状と地域が抱える課題を広く市内外に発信していきたいと考えております。</p> <p>本日は手嶋委員長、星野副委員長どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、皆様方の今後のご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
--	---

3 委嘱辞令交付

市長から委嘱書交付（代表：志波地域コミュニティ協議会会長 赤星敏則）

4 新委員紹介

赤星委員	<p>皆様、こんにちは。志波地域コミュニティ協議会の会長を今年の4月から仰せつかっております。赤星敏則と申します。</p> <p>前会長がいろいろとお世話になりまして、そのあとでということで、いろんな方々のお力添えで今させていただいていると思いますので、私も協力すべきことは協力して一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
前田委員	<p>こんにちは。本年度、市小PTAの母親代表を務めさせていただきます、秋月小学校の保護者、前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度初めてですが、お役にたてるかどうか、努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
内田委員	<p>こんにちは。朝倉市中学校PTA連合会の母親代表をしております、十字中学校の内田と申します。</p> <p>今回こういう大役をいただきまして、微力ながらここで学んだことを地域の方々に伝えていけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

5 議事

手嶋委員長	<p>皆様、こんにちは。今司会者のご案内したとおり、設置要綱によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>冒頭の市長挨拶にもありましたように、28日に一斉点検がございまして、いよいよ今年も忌まわしいような時期になってきましたので、皆様方も大変緊張されているような状況だと思っております。</p> <p>皆様のご協力により議事が円滑に進みますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事につきましては、採決を要するようなものはございません。事務局の報告に対して、委員の皆様から意見、質疑をいただくということを事務局から伺っております。その点ご理解いただきまし</p>
-------	--

	<p>て、活発なご議論をお願いしたいと思ひます。 それでは、早速議事に入らせていただきます。</p>
--	---

(1) 出水期対策

1) ソフト対策

防災交通課から資料1により説明

2) ハード対策

・復旧状況の現状

復興推進室から資料2により説明

・出水期前一斉現地点検について

復興推進室から資料3により説明

手嶋委員長	<p>今、一括して1) 2) の説明が行われました。なお、いろいろご質問等、ご意見等ございませうけれども、ハード事業、ハード対策、出水期前一斉点検につきましてははですね、個別に各地区で対応なさっておられると思ひます。今日は時間の関係もございませうので、生活再建の方をですね、重点的に行いたいと思ひますので、個別の事はですね、また各地区で。役所としてもこの間の一斉点検は不十分ですので、また役所の方にもお願いしながら、各地区で個別にやろうと計画を今しております。なので、個別の件につきましてははですね、なるべく控えていただきます様にお願ひします。それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
伊藤委員	<p>だいたい、ハード面の事を聞きたいのやけれども、議長の方から個別の件はと。だいたい、個別の件についてはね、執行部の方から何日にするとかね、スケジュールの提案があつてからだと都合が良いんだけど。ソフト面ということで。実は、5月27日から全国的に、この説明された警戒レベルを使った運用がなされているということだけれども、朝倉市としてね、対応が遅いんじゃないかと。どんな見解になつとるか知らんけれども。私達は実は昨日、避難訓練をするということで、ずっと前から計画をしとつた訳ですが、ポンプ操法と被つて、消防団には申し訳なかつたけれども、だから機会が、なかなか皆が扱う機会がない。そしたらね、早く早く、やっぱり早めの提案なりね、説明をしてくれんといかんという風に一つ思つています。そして、もう一つ、Aエリア。Aエリアについて警戒が、これ、あの、一つ前倒しということで、わからなくはないけれども、なかなかやっぱりわかりづらい。わかりづらい。そして警報になると警戒レベル4と、いう形になるということなんだけれども。じゃ、避難所の開設はどうなのかと。実は過去の例として、夕方6時から避難所を開設しますと、いふような放送がある。ところが、やっぱり一般住民、多くの人は、避難しようと思つている人は、もうこれを聞いたらすぐ行くわけ。そしたら現実的にはらくゆう館は6時からしか開設しないという部分もあるし、警戒レベル3で、高齢者等、避難準備開始という時に避難所は開設されているのか。あるいは、町が開設しますと予告をするけれども、予告をした以上はやっぱり開設をしないと、僕は、住民は非常に途惑うし、とんでもないことになると思ふ。その辺の見解を明らかにしてほしい。それともう一つ、東峰村と朝倉市はタイアップしてもらっているだろうと思ふんだけど、特に赤谷地区。これについては、本来、らくゆう館が避難</p>

	<p>所ということでらくゆう館に避難するのが当然であるけれども、状況によっては近い、いずみ館なり東峰村に行くことだってありうる。一昨年の災害の時も現実的にそうであった。52号線も寸断されて行けないし、そういう状況であったが、そういう近隣の市町村との連携はどうなっているのか。その辺を明らかにしてほしい。以上です。</p>
<p>副市長</p>	<p>防災交通課長が答えますが、私の方で答えられる部分を先にお答えさせていただきます。避難基準でございますが、国の方で5月29日から運用が開始されてございます。そして、避難基準の6月1日号の市報に載せ、これは29日からホームページにも載せたり、各戸への配布が始まったりするところを見据えて6月1日に原稿を間に合わせたところでございます。こうやって皆様の前で説明する機会が今日しかとれませんでした。私達も国の動向に合わせて、他の自治体では6月末頃に運用開始という動きも聞いておりますが、我々としては、この日のために4月頃から国の方から指針が出たんですけれども、県を通じましてガイドラインを早く出してくれと。梅雨時期に入る前に周知をする必要があると、周到に準備を重ねてきたところでございます。もっと早くできれば良かったと思うんですが、こういう場、それから今週日曜日にフォーラムもでございます。そこも含め、しっかり周知をとという風に思っておりますので、皆様方もぜひ周知をよろしくお願いしたいと思っております。それから、避難所の開設でございます。大雨警報が出た場合、Aエリアに避難勧告が出るということになります。昨年も、例えば夜間に大雨警報が出る可能性が高い時は、夕方に避難勧告を出す。そういう前倒し運用をしたり、あるいは避難勧告を出す前にも、その時は少ない数に絞りますけれども、避難所を前倒しで開設するような、そういった運用を重ねております。今年度もそういう風に避難所の開設をやりたいと思っております。昨年度は7月に約2,000の方が避難されました。29年度よりも多い数でございました。その時も開設がなかなか間に合わなくてご迷惑をおかけした部分もあります。そういったところをしっかりと見直して、今年は避難所も十分な数を配置し、早く開設したいと思っております。それから、他自治体との連携です。これも昨年度に引き続き東峰村とは連携して、東峰村にも避難できるような、形でやっていきたいと思っております。そして、指定する避難所へ早めに避難していただくという前提の考え方は変わってはございませんが、例えば29年度のような雨が降れば指定避難所へ逃げられないケースも十分に考えられます。そういった時に、自主避難所へ対しても予め備蓄、水や食料を、今年度も準備を進めてございます。そうした形で、できるだけ、一人でも多くの方に避難していただけるように私どもはやろうという風に考えております。以上です。</p>
<p>防災交通課長</p>	<p>避難所について、すぐさま開設をする必要があるのではないかということですが、例えばらくゆう館と、朝倉地域生涯学習センター、Pポートを含めて、まず最初に開設する避難所となっておりますが、職員がいないと開けられないんですが、その時に鍵が必要な状況も想定されますので、本年度はですね、それぞれ隣に杷木支所、朝倉支所がございます。そちらに当直職員がおりますので、夜間であってもですね、緊急に避難所を開ける必要がある場合には、そこに鍵を置いております。職員に連絡をしましてですね、避難されている方がいる場合にはすぐさま開けられるような</p>

	対応をしております。また、蟻城小学校等にはですね、職員が来るタイムラグがあつてはいけませんので、コミュニティの方に小学校の鍵をお預けする形で早急な対応をしているところです。以上でございます。
伊藤委員	あのね、それはわかるとよ。僕が言いたいのは、例えば去年もそうだったと思うけれども、3時とか4時位に6時から避難所を開設しますと言うわけたい。らくゆう館に避難所を開設します、6時から。じゃ、6時からやけん、6時に来れば良いつたい、地域の人が。ばつてんか、来んとたい。6時から開設しますって言うたつて、4時から5時には来るわけたい。そういう部分がね過去あつたから、いかかですかということをお尋ねしている。
副市長	職員体制について、6時には開設する準備が間に合うという体制をもって市として開設をする訳でございますけれども、早めに来られる方への対応ということで、なるべく早く開設するように努力はいたします。努力はいたしますが、必ずしもという訳にはいかないかもしれませんが、ご指摘という事で受け止めさせていただきます。ありがとうございます。
泉委員	関連です。杷木コミュニティ協議会ですが、らくゆう館に事務所をお借りしている状況があるわけですね。だから、私は間に合わない場合には、そういった場合にはですね、私達、コミュニティもおりますんでですね、そういったところの協定書を結ぶ必要があると思うんですよ。私達は開きたくても開かれんとですよ。準備だけ。そういう状況があるなら、職員が来るまでは、お客さんが来たら、開けていいと。そういう協定書を結ぶ必要があると思うわけですね。じゃないとですね、私達もいくら準備をしてもですね、お客さんが来てもどこに案内するかということになるんですよね。そういう状況があります。そういった状況がまた起こる可能性も大です。私達もおりますんでですね、そういう協定を結びましょうや。
防災交通課長	ぜひ、こちらとしましてもですね、コミュニティ協議会様の方で、すばやくあつていただけるのであれば、その対応をですね、お願いしたいと考えておりますので、そういった協議、打ち合わせを今後進めさせていただけたらと考えております。
泉委員	はい、わかりました。
赤星委員	志波は指定から外れておりまして、志波コミュニティで自主避難場所ということになっております。先程避難の話が出ましたので、志波コミュニティにつきましても北川になにかあつた時などには、さつと対応できるような状態ではあります。志波の場合は平榎、道目木、政所等々の方が去年は120名ほど小学校に避難してきました。らくゆう館に行くより、サンライズに行くよりやはり、志波に来ます。ですから、早め早めの対応で私達はやっていきたいと思つたので、コミュニティがらくゆう館にもありますので、そういった形でやっていただければ、迅速に対応できるのではないかと思いますので、そういう話で進めていただいた方がいいんじゃないかと思います。以上です。
防災交通課長	志波コミュニティさんにはそういった所で避難所開設をお願いしているところでございますので、杷木コミュニティさんの方にもですね、いろいろな運用といたしますか、開設をぜひお願いしたいと考えておりますので、今後も協議させていただきたいと考えております。
手嶋委員長	杷木とか志波とか言わんで、全部これ協定結んだら。

羽野委員	避難の件でございますけどですね、蜷城はご存じのように避難の時に二つの川を渡らないかんということですね。小学校を市指定避難所にしておりますが、自力避難もですね、積極的にやっていけるようお願いしたいと思っております。もう一つが寺内ダムの関係でございますけども、調節機能がついていると思っておりますけども、30年度がですね、ダムを放水するという話があって、最終的にはしなかったんですけど、非常に困るのがですね、佐田川は蜷城が一番最後にあるわけでございます。影響があるわけでございます。ハード対策でぜひお願いしたいのは、堤防の一斉点検ですね。ダムの放水についてはですね、非常に慎重になってほしいなど、よろしく申し上げます。
手嶋委員長	まず、避難所についての質疑を終わらせたいと思います。
防災交通課長	各コミュニティとの避難所の開設の協定の件でございますが、すべてのコミュニティに対して検討を続けてまいりたいと思います。
原田委員	久喜宮コミュニティの場合、避難所としてコミュニティ事務所の前の旧久喜宮小学校体育館が指定されております。それともう一件、新たに県立朝倉光陽高校が指定避難所としていただいております。大変ありがたいと思っておりますが、光陽高校についてもですね、いつなるとき災害が発生して、避難所として使わなければいけない状況になるかわかりませんので、光陽高校と市でどのような形で取り組んでいかれるのか、対応をよろしく検討していただきたいと思っております。旧久喜宮小学校については、すぐ前ですので、志波が言われますように、私どもコミュニティで自主的に対応できると思っております。
防災交通課長	光陽高校は29年災を受けた時にですね、当時市の指定避難所ではございませんでしたが、自然発生といいますか、光陽高校に避難されて、それから一定期間、避難所として実際に活用していたことからですね、光陽高校と協議を重ねまして、今後は市の指定避難所としていただきたいということで協議を進めてですね、認めていただきました。ただ、まずは市の施設であります旧久喜宮小学校体育館の方をですね、まずは優先的に使用していただいて、大規模になった場合には光陽高校といった順になるのかなと考えているところでございます。
原田委員	そういう状況になるとは限らないんです。29年の時もですね、正に自然発生と言われましたが、光陽高校は高台にあるんですね。で、すぐ東側が寒水川なんです。そこが氾濫してどこにも行けない。らくゆう館にも行けない、小学校にも行けない。駆け込んだのが朝倉光陽高校。そのことを踏まえてですね、県とどのような対応ができるのか詰めていく必要があると考えます。
防災交通課長	承知いたしました。今後、光陽高校と協議を重ねていきたいと考えています。
手嶋委員長	では、さっきの羽野委員の堤防の関係について申し上げます。
復興調整官	蜷城地区につきましては、筑後川と桂川と佐田川と三つの河川が隣接していることから、非常にご心配されているところであろうと思っております。また、佐田川の上流には寺内ダムがございます。この寺内ダムにつきましては、29年度の災害の時には約10m水位が下がっているという幸運がありました。今回この点検の中でダムについても点検を行ったわけですけども、ダムについては700万tという容量がございますが、700

	<p>万tでは対応できない、そういう状態になった時には、徐々に量を増やして、放流をするという事が行われます。そういう操作がある訳ですけど、それをやらなければですね、もっととんでもない災害の発生の可能性があります。ですが、これにつきましては、もちろん、慎重に対応するものでございます。そういう状況は逐一情報が入りますし、市長にはホットラインが入りますので、それを皆さんのもとに早く届けて、避難をという事を呼びかけていくことになるかと思えます。堤防の点検でございます。30年の災害時にですね、漏水箇所がございました。200m区間において、噴砂という状況が確認されました。水田の方に確認されました。放置しておくとも堤防に穴が開く、壊れるという可能性があるわけです。そこにつきましてはいち早く、翌日から点検に入りまして、即座に応急対策を行ったわけでございます。佐田川につきましては河川管理者は国土交通省でございます。点検が毎日行われているわけでございますけれども、災害につきましてはまだ計画堤防に達していないところもあるということで、私どもとしては「早く」と、お願いしていく訳でございます。今後も国土交通省に対しましては、しっかりやってほしいという事を改めてお願いしていくところでございます。</p>
赤星委員	<p>自主避難場所に地域の方々がお見えになった場合、飲料水等々の手配、人員の把握について。前はそういったことが全然なかったもので、どういう風に考えてあるかを確認したい。</p>
防災交通課長	<p>飲料水等につきましては一部、志波小学校の方にも防災交通課の方から持ってきています。基本的にはご自分の飲料水等はぜひ持ってきていただきたいと考えてはおるんですが、ただ、避難の状況によってはですね、着の身着のままという状況もありますので、今後確認して必要であれば数を増やすなど、そういったところを考えていきたいと思えます。また、人員の把握につきましてはですね、コミュニティさんで集計していただいています数の確認をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>

(2) 生活再建について

1) 生活再建状況の報告

2) 個別訪問等の状況

復興推進室から資料4により説明

伊藤委員	<p>生活再建の状況の中で地区別では差があるということですが、問題がなければちょっと報告してくれませんか。</p>
被災者支援係長	<p>多いところは杷木の志波地区、松末地区、高木地区が未定率としては、全体世帯数に対する割合ですが、その3地区が多い状況で、2月20日の会議と同様な状況の結果です。</p>
伊藤委員	<p>再建未定の主な理由のところの長期避難、災害復旧工事関係等4割、再建の考えがまとまらない、決定できない1割、理由は別にして5割の方が中々困難であるという部分たいね。それはよう前から分かつとることたい。だからどげんそれが進捗しよるのかね、どんな手立てを取りよるのか、後の部分とも関係するけれども、例えば松末だったら公営住宅を何らかの方法で作るなりしてくれということはずっと言いよるわけたいね。だから具体的に、もう前から分かつとることだから同じことを何回も言</p>

	わんでったい。具体的な形でこういうふうにするっていうような提案なり報告があつてほしいと思うんやけれども、後で具体的に説明します、提案しますっていうことであれば、これはもういいです。以上です。
総務部付部長	先ほど伊藤会長よりお話あつた今後の住宅再建、地域での住宅再建についてはこの後の議題でしっかりと説明をして頂きたいと思つてます。ただ、(再建未定の主な理由)3番4番については、再建が進むように市として取り組んでまいりたいと思つておりますので、後半の説明も含めて宜しくお願ひしたいと思ひます。

3) 住宅再建についての取り組み

都市計画課から資料5により説明

泉委員	12ページですね。災害公営住宅、杷木団地ですけれども、5月22日抽選会及び説明会があつた結果、何人申し込みがあつてどうなつたのか、50戸の内何戸が埋まつたのか、空きが何戸なのか、それをどうするのか、具体的に説明をお願いします。
都市計画課長	杷木団地につきましては全部で50戸ございます。その中で今回42世帯の方に抽選のご案内をさせていただいております。そこで38世帯の方が当日出席をしていただきました。ただ、そのうち1名につきましては、災害公営住宅への入居を予定しておられたが、富有ヶ丘団地に住宅を建設したいとのことで、それまでが今の借上型の仮設住宅にそのまま延長をして住みたい。とのことで辞退された。それで、追加募集を5月7日締め切りで行つておりました、その追加募集で5世帯の方が追加で入居ということで、その方々については本日抽選会を行つております。 それから、4名この当初の抽選会に欠席された方の中で、1名まだ迷つておられる方もございますので、4部屋もしくは5部屋の空きがでてくるのではなからうかと思つておりますけれども、こちらにつきましてはまた、県と協議しながら追加募集を行つているというところで進めているところでございます。
原田委員	住宅再建に向けての取り組みの説明がありまして、旧久喜宮小学校の宅地分譲について、造成設計なり造成工事のスケジュールの説明がございませう。この志波も含めてでございますが、希望者の募集、宅地分譲について、希望しますという募集について、どのように考えられているか、その辺について説明を頂きたいと思ひます。一日も早い生活再建ということで、先程生活再建の状況も説明がありましたが、適当な物件が見当たらないと、あるいは、目途が立っていないというような方がですね、約3割おられる訳でございます。それらの関係がございませうので一日も早く再建ということになると、募集をいつからかけるのかということについてご説明をお願いします。
都市計画課長	久喜宮小学校跡地の分譲につきましては、これまでも久喜宮コミュニティさんと協力しながら進めておりますので、募集につきましても、日程については今後の先ほどの状況見ながらコミュニティの方とですね協議をさせていただきたいと思ひます。
原田委員	はい。わかりました。
赤星委員	志波小学校の跡地ですが、発掘調査が6月14日ですかね、16日ですかね、えらいのが出てきたらどうなるんですか。

<p>教育部長</p>	<p>教育部長の山南でございます。現在のところの調査は建築工事に伴います事前の緊急調査というような形で行っていくのですね、6月14日から開始、とても貴重な物が出てきたらどうするのか。そうなりますよね、現場の方、今緊急調査でやっていますところを、とても貴重なものとなってくると保存の方の動きになってくると思います。そうしますと、保存調査になってまいりますので、性質が変わってまいりまして、当然、その遺構につきましてはですね、現地の見学会など、いろいろな手続きを踏んだ上でいろんな学会の方と考えた上で、どうするのかっていうところを決めていくと思うので、今のところの12ページのスケジュールによりまして、文化財調査が11月までとなっておりますが、このところが延びていく可能性はございますし、保存の方の動きになれば、建築の方が難しくなる場合もございます。</p>
<p>赤星委員</p>	<p>小学校跡地の校舎ですね、あの辺まで貴重なものが出れば、壊してしまうわけですね？</p>
<p>教育部長</p>	<p>校舎が現在建っている部分につきましては、運動場の東側、右側になりますね。こちらはですね、志波の地域の方々と今活用検討委員会をしていらっしゃると思いますが、そちらと利用の方向について、用途について、いろいろ話し合いの上で、どうするのか決まるものだと思っておりますので、発掘調査を拡幅していくことにはならない。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>まずあの、色んな取組みをされていることはよく分かるんだけど、基本的にやっぱりスピード感がないという部分は否めないと思っています。</p> <p>その中で特に先ほど地域別にはどうかといった時に、松末の再建がなかなか決まらない、再建先が決まらない人が多い地区の一つに言われたけども、基本的に松末の地形を考えた時に、特定僻地であり、結局全部がイエローゾーン、あるいはレッドゾーン、そういう部分に含まれとって、宅地として造成する部分が無い。あったとしても、中々面積的に確保できない。イエローゾーンを除外して、松末地域における市営住宅の考え方を早急に考えていくという前向きな方向は出ているんだけど、前回、名称を忘れたけれども、既存の住居に対する安全対策で、23%の補助の、待ち受け堤防ではないけども、擁壁をつくる補助事業等がありましたね。それは既存の住宅だけれども、例えば市営住宅等について、イエローゾーンであっても、私たちは待ち受け堤防が適切な言葉がわからないけども、一定の予防策を、対策をとって、その中に住宅を建設する、そういったことがあっていいのではないのかなと。さらに、どうしても20戸作って欲しいと言うんだけど、できない。じゃあ、分散してやってくれと。A集落には3戸、B集落には2戸、そういうこともありうるのではないかなんて言っても、どうしても5戸以上でないと管理上だめだ。そういう多くの規制がなかなか納得しづらい。</p> <p>更に、次の耐震化推進事業、宅地かさ上げ、それについても全てが本来なら一般公共事業で住宅の提供があつて然るべきなのに、農地の区画整理に伴う非農用地の換地、そういった部分で宅地を何とか対応するという動きに頼らざるをえない。そうした時に、一定の非農用地をいくつかの団地に集めた時に、どうやってそれを対応していくのか。特にその中の宅地かさ上げ部分で、一定の対応はできると思うけれども、今までの説明っていうのは、じゃあ、住宅地の中の道路、あるいは水路、そういった部分につ</p>

	<p>いては、所有者、農地の所有者がお互いに話し合いをして、減歩で道路を作る、水路を作る、そんなことで果たしてできるのかって。本当に区画整理による農地の宅地造成であれば、私は市がやっぱり一括管理をする。一定の宅地として造成をして、必要な者に分配していく、あるいは分譲していく、そういう形をとらないと、民民でせると言っても、民民で出来るわけがない。強くそう思うのですが、いかがでしょうか。</p>
都市計画課長	<p>市営住宅についてですが、20戸を分散してできないのかということでございますけども、やはり市営住宅等の件については、国の補助事業の活用等の関係で最低5戸以上という要件がございます。ただ、場所については、いろんな地域の声等があるかと思しますので、十分コミュニティと協議しながら、場所を設定していきたいと思っております。</p> <p>それから、宅地のかさ上げ事業について、区画整理事業で宅地開発された道路などについて、民民でかさ上げしなければならない。それはできるはずがないということでございますが、これにつきましては、従前の宅地の換地によりまして、非農用地として区画されます。その中の非農用地内の道路などにつきまして それから宅地の区画側につきましては、農地の区画整理事業の中でやるということが確認されておりますので、民民ではなく、区画整理事業の中で所有者の皆さんの意見を聞きながら、区画割り、道路の建設を進めていくことでやってまいります。</p>
伊藤委員	<p>間違いないとね。農地の区画整理でできるのか。</p>
都市建設部長	<p>ちょっとだけ、誤解がないように言わなければならないのかと。</p> <p>今、会長が言われたように農地の区画整理の方で、今示されている部分は減歩という形で進んでいますので、別に道路を作ることではないので、ちょっとそこだけは違いますので訂正させていただきます。</p> <p>今、課長が申し上げたのは、将来的に道路になる用地の分筆の作業まで、今担当の部長がおりますけども、分筆まではやります。分筆のかたちが整った後の道路の工事、それから側溝の工事、擁壁の工事、そういったものをかさ上げ事業の中で、構造物まで含めて工事をやるという意味でして、誤解が無いよう訂正させていただきます。</p>
伊藤委員	<p>大事なことやけどね。</p> <p>分筆までは農地の区画整理の事業でやる。その分筆は減歩っていう形でやるということやったかな。</p>
農林商工部長	<p>農地改良のことについては減歩率です。</p>
伊藤委員	<p>だから問題だって言っている。</p> <p>減歩の方法でやったら、極端に言ったら、今僕が持っている点在している宅地、非農用地は15坪やった。部長が持っているのは50坪。それをいくつかの団地として集める。減歩率が3割だったとする。例えば、10坪しか持ってなかった。減歩率が3割だった場合、7坪でね、このエリアの造成地のところは7坪で家が建つかっていうことたい。そこに家を建てたくても家が建つか。</p> <p>そしたら、市が全部を一括して、本当に必要な人に分配するとか、あるいは分譲していくという方法を取らないと農地を持っているやつを、農地の区画整理で農地を全部するのは分かる、しかし、宅地としてもってくるのは、減歩率0であっても宅地として整理するためには道路が必要だし、水路が必要だし、もしかしたら、憩のエリアとしての空間も必要かもしれ</p>

	<p>ん。公共用地として。そういった部分に土地所有者の減歩率をここに充てたらおかしかろうもんということをお願いしたいわけです。以上です。それでもなるべく所有者の減歩で対応するという事やろう。</p>
農林商工部長	<p>農地改良復旧につきましては、区画整理型。あくまでも換地法に基づいての減歩率で進めてまいります。</p>
伊藤委員	<p>だからって、違おうが。 すべてをなんで農地の改良復旧、区画整理に持ってくるんかって。 基本的な考え方としてやっぱり行政として、一般公共事業の都市建設とかね、いろんな部分ですべきではないのか。例えば、道路だってそう、橋梁だってそう。 最終的には、農地全損という形で災害による区画整理で全部おんぶに抱っこしている。果たしてそれでできるんですかって。現実問題と、それでは困るでしょと言いたいわけ。市に財政的に余裕がないのもわかる。分かるけれども、基本的には住宅地については、農地の区画整理におんぶに抱っこじゃなくて、きちんとした住宅政策として、予算をつけてやりますよってというような姿勢があって然るべきではないかってことを言いたいわけ。 個別の問題なら、個別の対応でもいいよ。</p>
副市長	<p>伊藤会長からのご指摘でございます。区画整理だけにおんぶに抱っこで住宅を増やすことに無理があるのではないかとというご指摘でございます。そういったことも踏まえまして、各地区での住宅の考え方、打てる政策を考えてやろうとしているわけでございます。 これで全体の住宅業務になれるかどうかという調整はまだでございますが、必要な戸数を考えながらいろいろ考えてやっていくべきであろうというふうに考えております。本日はここまでしか申し上げられませんが、ご指摘の点は課題としてしっかり踏まえさせていただきます。</p>
原田委員	<p>関連じゃないですけどもお尋ねいたします。 14ページの宅地かさ上げについて、断面イメージが示されていますね。そのイメージ図の中で、「市道（水道）」要するに市道と水道ということであろうと思いますが、かさ上げして、擁壁がこういうふうに角度をつけて擁壁を築きます。そうしますと、市道と水道の位置が少しずつずれてきます。本来ずれてかさ上げして、出来るところの市道、水道の用地というのは民有地、宅地に入ってくるんじゃないですか。そうしますと、宅地の土地というのはどうなります。無償提供ということになりますかね。</p>
都市計画課長	<p>イメージ図ですが、一般的な擁壁の形で描かれています。実際には、今の境界は変えずに、そのままかさ上げをすることが原則だろうと思いますので、そういった場合はそのまま上にあげることができるというような方法を検討してまいりたいと思っております。</p>
原田委員	<p>地形によってはこういう構造になってくる可能性があるんじゃないのかな。かさ上げする高さの問題もある。</p>
都市計画課長	<p>それについては、ご指摘の通りこの事業を活用する中で境界が変わるという可能性も想定しております。 この問題につきましては、今現在、国の方にこの事業を使うことによって境界等が変わった場合にですね、この事業で境界測量ですとか、相続登記がなかるうとかかですね、確認中ですので、確認ができましたら皆様に</p>

	周知するようにしたいと思います。
原田委員	基本的には、土地の所有権の問題でしょうが。 その辺の基本的な考え方を踏まえておかないと、この事業自体がおかしくなるのではないかという思いがします。
都市計画課長	それにつきましても、再度国の方に確認をして、どういった対応を行うのかお返事をさせていただきます。
石井委員	女性消防の石井でございます。私は現場を見まして、非常に工事は進んでいるのではないかと思います。現在杷木の仮設住宅などに住まわれている方が災害公営住宅頓田団地や杷木団地に無事応募ができていますのかお尋ねしたいです。
都市計画課長	今建設しております災害公営住宅については、先程の説明で申し上げましたように、7月上旬の竣工ということで、それを受けて19名の方に鍵をお渡しする。その後に引越しとなり、7月を引越し期間と考えております。
総務部付部長	今仮設住宅に住まわれている方が、再建先として災害公営住宅に移行できているかについてですけれども、災害公営住宅、一点だけ条件がございます。今仮設住宅に住まわれている方は一時的に家を出ている方、つまり家は被災していないけれども一時的にインフラが途絶している方、そういった方は災害公営住宅の対象になることはございません。 ただ、半壊以上で対象になれる方について、希望された方は、先程の説明通り、全員が希望通りいけています。 仮設住宅にお住まいの方で、災害公営住宅じゃなくて、違うところに住みたい、民間に住みたいといった方もいらっしゃいます。そういった方へもフォローアップも進めながら、一人一人再建が進むように朝倉市としては取り組んでまいりたいと思っております。
伊藤委員	長期避難の解除について、対応、具体的な何か、スケジュールなり、何か情報があれば提供して欲しい。というのは、例えば住宅再建等についても、資金力は余裕ないんですよ。高齢者が多くて。そうしたときに、加算金等も頂いて、少しでも足しにしたい。ところが、長期避難認定の部分もあって、先に進まん。どうにもならんっていう部分ですから、そういう部分について言いたいのは、例えば、一つの要望として、砂防ダム の治山を優先的にやって安全対策をして欲しいとか、道路建設を優先的にやって、早く解除になる一つの要件して欲しいとかいう思いはあるんだけど、行政としてどのように考えてあるのか。もしスケジュールなり一つの目安等がありましたら提示をしてください。地域の住民は非常にそれを待っています。 そうしないと、地域住民が分断されてしまう。例えば、上流区の砂防が出来ないから、下流区の安全は確保できないから下流に帰って来られない。上流区が悪いというような形にもならざるを得ない。そういう状況も生まれていますので、よろしくお願ひしたいと思います。
復興調整官	長期避難につきましては、乙石、中村、石詰、小河内、黒松、疣目の地域がその対象となったわけでございます。ここについて、申請をするときにですね、少なくとも溪流に係る砂防、治山ダムの建設などの朝倉市復興計画に基づく事業が完了するまでということではまず認定をして頂くということをお願いをし、これが認定されたところでございます。

	<p>ここにつきまして、どの段階でここが解除されるのかということでございますけれども、まだその段階では勿論ないと考えております。</p> <p>今、伊藤会長がおっしゃいましたように、砂防や河川がある程度できた段階、そういう段階で解除に向けた協議をしていかなければならないと思っております。そのところは、私共も一日でも早い解除を目標にするわけですので、そのところについては、出来るだけ優先的に仕事が進むようにお願いをしております。</p>
伊藤委員	<p>関連して、生活再建支援の部分で例えば元号でいったら32年の8月4日で一応期限的には打ち切られることがあるのではないのかな。</p> <p>そういう部分で加算金のプラスはなくなるんじゃないのか。義援金は別として。義援金は朝倉市でどうにかできるだろうけど。そうなったときに仮設の延長やらと関わって、全く出来なくなるということが心配される。</p>
被災者支援係長	<p>生活再建支援制度に関しては、基礎支援に関しては1年間延長した実績があります。</p> <p>再建加算金については、発災から37月が原則です。それに関しての延長をとというのは、現時点では何とも言えませんが、延長をお願いする意向は持っております。ただ現時点で、何とも回答ができない状況です。</p>
伊藤委員	<p>だから、それではい、分かりましたとは言えんわけよ。地域の人たちにたい。同じことやないかって。仮設の延長と同じじゃないかって。</p> <p>だから、認定を受けるときにね、そういう条件だったじゃろうが。だから、何とも言えない、何とも言えない。じゃ俺も何とも言えない。何ともできんわけよ。</p>
復興調整官	<p>災害復旧事業の河川、砂防、治山こういったものが、具体的に計画されて、着実に進捗している訳ですから、この進捗を上げていくしか方法はありません。</p> <p>例えば、先程の小河内、中村など6箇所ございますが、当該地区のそういう事業が一日でも早く進むように、私も事業者と一緒に取り組んでいくと、こう言う以外にちょっと答えを持っておりません。その努力をしております。</p>
伊藤委員	<p>分かるよ。調整官。</p> <p>30何か月の期限が来たらね、今のところありませんじゃなくてね、やっぱりその延長も含めてね、しますとか、努力するとか、あるいはそれができんときには、独自財源でもします、とかしっかりそんなことを言ってくれないとさ。事業を努力してもらうのは分かっている。</p>
総務部付部長	<p>生活再建支援金、加算金につきましては、国は内閣府が担当しております。今の現状、状況を説明して延長については、市としまして、しっかり要望していきたいと思っております。</p>
伊藤委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
泉委員	<p>確認をさせていただきます。</p> <p>仮設住宅の退去はスケジュール的に一斉に7月末ですか。</p>
都市計画課長	<p>災害公営住宅については、7月の初旬にはアパートが完成する予定になっています。ということで、仮設住宅の供与期限がまだ残ってる方がいらっしゃると思っておりますけれども、皆さん7月までにですね、こちらの災害公営住宅の方へ入居して頂きたいとお願いをさせていただいております。</p>
泉委員	<p>確認もう一つです。災害公営住宅を一つの行政区として、区会長を一人</p>

	選出し、杷木コミュニティ協議会の中にも入ってもらいたいわけですけれども、そこも説明がきちんとなされているのか、確認をなされているのかお答え頂きたいと思います。
総務部長	この件についてはですね、区会長を所管しております総務財政課の方で話の中身を調整させていただいております。結果としてはですね、まだ聞きおわっておりませんものですから、そこについては、本日の泉会長の方から出ました内容について、再度指示をしながら調整に都市計画課の住宅とも足並みを揃えながら進めてまいりたいと思います。
手嶋委員長	他にありますか。なければ、以上で議事を終了いたします。なお、本日ハード対策についての質疑をやりませんでしたので、役所の方に引続き支援をお願いしまして、議事を終了させていただきます。
総務部付部長	事務局より一点連絡があります。復興推進委員会の今後のスケジュールについて、前回、第1回目の委員会時に6月と2月に開催するとお知らせしていましたが、事業の進捗状況を考慮しながら開催してまいりますので、次回の開催日時については、改めまして、案内させていただきますのでよろしくをお願いします。

6 閉会

市長	本日の復興推進委員会にご出席いただきまして、ありがとうございました。いろんな貴重なご意見、ご審議をいただいたところでございます。出水期目前でございます。冒頭申し上げました、皆様からもご指摘いただきましたように、人命第一ということで是非ご協力よろしくお願ひしたいと思います。生活再建について、極めて大事な課題でございますので、災害公営住宅の説明をさせていただきました。その他の予定の話をさせていただきました。それに対していろんなご意見いただいたところでございますので、ご意見を大事にしながら、しっかりと最後のお一人までなるべく早くフォローアップしていきますので、よろしくお願ひします。本日は長時間に亘りまして、ありがとうございました。
総務部付部長	以上で、第2回朝倉市復興推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。